

25%を軽減します。

申 7月1日(月)から、令和元年度(8月～令和2年7月)の受付開始
※世帯全員が住民税非課税などの要件がありますので、事前にお問い合わせください。
持 ●介護保険訪問看護利用者負担軽減対象認定申請書
●収入および預貯金申告書(世帯全員の預貯金通帳のコピーを添付)
●資産および扶養の有無に関する申告書
▶高齢者支援課 **図** ☎042-438-4030

介護保険負担割合証を送付します

負担の割合(1割、2割または3割)が記載された「介護保険負担割合証」の有効期限は7月31日です。対象となる方には、更新した負担割合証を送付します(申請は不要)。
介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスをお使いの際に担当のケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。
口 **発送日** 7月中旬
対 要介護・要支援認定をお持ちの方(総合事業の事業対象者を含む)
▶高齢者支援課 **図** ☎042-438-4030

受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料、受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支援を行います。入学した場合は、申請により返済が免除されます。
口 **受講料貸付限度額**
中学3年生・高校3年生^{など}…20万円
口 **受験料貸付限度額**

中学3年生^{など}…2万7,400円
高校3年生^{など}…8万円
対 在住世帯の生計の中心者
※貸付には条件があります。詳細は**問**へお問い合わせください。
問 社会福祉協議会
☎042-497-5073
▶生活福祉課 **保** ☎042-438-4022

移送サービス ハンディキャブけやき号の運行

車いすのまま乗車できる自動車の無料運行・送迎サービスを行っています。
対 ●歩行が困難で車いすなどを利用している方
●重度の視覚障害者で、在宅の方
内 保谷庁舎を中心に半径30km以内
※有料道路などは利用者負担。要付き添い。利用条件^{など}あり
申 電話で**問**へ
問 NPO法人ひらけごま
☎042-425-3153
▶障害福祉課 **保** ☎042-438-4033



心 **子育て**
幼稚園児等保護者への補助金^{など}
私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金等の申請を受け付けます。
対 本市に住民登録がある3～5歳児(平成25年4月2日～平成28年4月

1日生まれ)を幼稚園などに通園させている保護者または満3歳に達した時点で翌年度の4月を待たずに幼稚園などに通園させている保護者
申 7月上旬に幼稚園などから配布される補助金交付申請書類を指定日まで
に幼稚園などへ
※7月12日(金)を過ぎても申請書が配布されない場合は下記へご連絡ください。
口 **添付書類**(詳細は、申請書類に同封のご案内をご覧ください)
●共通…マイナンバー関係(番号確認・本人確認書類)
●平成31年1月1日現在、海外に居住していた方…勤務先からの給与証明書(平成30年1月1日～12月31日に支払われた給与などの支払い証明)
❖**幼児教育の無償化**(本年10月^{から})
無償化(給付上限^{あり})に関するご案内と制度開始に伴い必要となる「子育てのための施設等利用給付認定」に係る申請書も併せて配布します。
無償化に関する市**HP**のご案内は7月中旬を予定しています(適時更新)。
※認定こども園および新制度に移行した幼稚園に通っている場合は、一部内容が異なります。詳細は、下記へお問い合わせください。
▶子育て支援課 **田** ☎042-460-9841

家 **くらし**
LED照明設置費用の半額を助成
地球温暖化対策の推進のため、LED照明の設置費用(工事費・購入費)の半額を助成します。

□助成内容 *1,000円未満切り捨て			
種別	対象者	要件	助成額
購入※設置後に申請	市民	●平成31年4月以降に購入したもの ●住居用途に供する部分に設置されている蛍光灯ランプのみ使用可能な照明器具をLED照明器具に取り替える	購入費用の50% 上限1万円
工事※設置前に申請	市民・市内に集合住宅を有する個人・中小企業者等または管理組合 ^{など}	上記に加え、配線工事を伴う蛍光灯ランプからLEDランプへの交換も可	工事費用の50% 上限15万円(ただし、集合住宅の共用部分を含まない場合は上限2万円)

※そのほかの要件として、市内のLED照明の普及にご協力いただける方
※工事費用には購入費用を含む
※店舗部分など住居用途以外は対象外
※同一の住宅などにつきいずれか1回、過去に同様の助成を受けた方も対象
※都営住宅・UR賃貸住宅などは助成対象外

申 環境保全課窓口・市**HP**で配布する申請書に必要書類を添えて下記に持参
※工事の場合は必ず事前申請してください。
※購入の場合は郵送可
口 **受付開始日** 7月16日(火)
※受付期間中でも、予算額に達した場合は受付終了
※詳細は市**HP**(7月上旬ごろ公開)をご覧ください。
▶環境保全課 **保** ☎042-438-4042

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 保険料の納付を忘れずに

国民健康保険料

国民健康保険料納入通知書を、7月中旬に世帯主の方へ送付します。
国民健康保険料は、皆さんが安心して医療にかかるための貴重な財源です。期限までの納付にご協力お願いします。
口 **納付書や口座振替での納付(普通徴収)の方** 7月から翌年2月までの8回に分けて納付していただけます。納

期限を過ぎると延滞金が増加され、滞納処分を受ける場合があります。
口 **年金からの納付(特別徴収)の方**
対 次の全てに該当する方 ●世帯主が国保の加入者 ●国保の加入者全員が65歳以上75歳未満 ●世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない
※該当しない方は、今までどおり納付

書や口座振替での納付になります(普通徴収)。
※今年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する場合は、普通徴収での納付になります。
口 **特別徴収から口座振替への変更**
特別徴収該当の方も口座振替による納付を選択できます。詳細は、送付する納入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

口 **非自発的失業者の方は保険料の軽減手続きを**
対 次の条件全てに該当する方 ●離職日時点で65歳未満の方 ●ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が下記の番号の方
11・12・21・22・23・31・32・33・34
※詳細はお問い合わせください。
▶保険年金課 国保加入係 **田** ☎042-460-9822

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します(平成30年1～12月の所得を基に算出)。
今年度は、均等割額が4万3,300円、所得割率が8.80%、保険料の賦課限度額が62万円となります(平成30年度と同様)。

口 **前年度から引き続き特別徴収(年金からの納付)の方**
決定した保険料額から仮徴収額(4・6・8月分)を差し引いた額を10・12・翌年2月に年金から引き落とします。
口 **10月から特別徴収が始まる方**
保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします(詳細は、通知書の5ページをご覧ください)。

口 **特別徴収ではない方** 7月から翌年2月までの8回に分けた納付書を同封しますので、各納期限までにお近くの金融機関などで納付してください。
口 **2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した方および所得を更正した方**
平成30年度分または所得を更正した年度分の保険料として後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。納期限は、7月31日の1回のみです。今

年度の保険料と併せて納付してください。
▶保険年金課 後期高齢者医療係 **田** ☎042-460-9823
問 制度について…
●東京いきいきネット **HP**
●東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター
☎0570-086-519
※PHS・IP電話^{から}☎03-3222-4496
※平日午前9時～午後5時

介護保険料

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料納入通知書を7月中旬に送付します。介護保険制度は、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくという仕組みです。
今年度は、国の保険料軽減措置の強

化により、所得第1段階の方の保険料をさらに引き下げるとともに、軽減対象を第1から第3段階まで拡大します。
口 **納付書や口座振替での納付(普通徴収)の方** 青色の封筒でお送りします。
7月から翌年2月までの8回に分けて納付をお願いしています。コンビニ納付およびペイジーによる納付が可能です。納期までの納付にご協力お願いします。

口 **年金からの納付(特別徴収)の方**
明るい黄緑色(もえぎ色)の封筒でお送りします。決定した保険料額を年金から引き落とします。
口 **10月から特別徴収が始まる方**
青色の封筒でお送りします。
保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落

とします。※口座振替依頼書は同封していません。
❖**シルバークパスの所得確認書類に**
介護保険料納入通知書は、満70歳以上の方のシルバークパス購入の際、所得確認書類として活用できる場合があります。再発行はできませんので、必要な方は大切に保管しておいてください。
▶高齢者支援課 **図** ☎042-438-4031

共通事項

●**口座振替をご希望の方** 口座振替依頼書が同封されていた方は、金融機関などでお申し込みください。手続きには時間が掛かりますので、納期ごとの申込期限をご確認ください。詳細は、同封のご案内をご覧ください。
●**納付が困難な方はご相談ください。**

●**保険料の控除** 納付した保険料は、確定申告などで所得税や住民税を計算する際に、社会保険料として控除の対象となります。
●**年度の表示** 納入通知書などにある「平成31年度」については「令和元年度」と読み替えるようお願いします。